

# 和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会（熟議）」運営業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

- (1) 業務の名称  
和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会（熟議）」運営業務
- (2) 業務の内容  
別添業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 見積上限額  
金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 2 参加資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

## 3 スケジュール

- (1) 公募開始 令和6年6月14日（金）
- (2) プロポーザル参加表明及び質問期限 令和6年6月19日（水）17時
- (3) 質問への回答期日 令和6年6月21日（金）17時
- (4) 企画提案書等の提出期限 令和6年6月27日（木）17時
- (5) 審査会 令和6年7月3日（水）14時00分から
- (6) 審査結果の通知 審査会の翌日以降（令和6年7月中）

#### 4 プロポーザル参加表明及び質問の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、下記によりプロポーザル参加表明書（様式3）を提出すること。なお、参加表明書を提出しない者は当該プロポーザルに参加できない。また、プロポーザルへの参加にあたり質問事項がある場合は、下記により質問票（様式4）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月19日（水）17時（必着）

(2) 提出先

和歌山県企画部企画政策局企画課（担当：児嶋）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2337（直通）

E-mail kojima\_k0012@pref.wakayama.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールにより期限内に提出し、必ず電話にて到着確認を行うこと。

なお、提出期限を過ぎて提出されたものは一切受け付けない。

(4) 質問への回答

令和6年6月21日（金）17時までに、和歌山県企画課のホームページにおいて公開する。

なお、提案書類の記載内容及び審査基準（別記）に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

#### 5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類（以下、「企画提案書等」という。）を必要部数提出すること。

書類はすべてA4サイズとすること。

①企画提案申請書（様式1）【1部】

②企画提案書（任意様式）【6部】

別添業務委託仕様書の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ・本業務を遂行する上で重要な視点やポイント等を示し、本業務を的確に進める上での方針を提案すること。
- ・業務を円滑に実施するための実施体制や進行管理等に関する工夫やアイデアを提案すること。
- ・本業務の実施にあたり、プロポーザル参加者及び業務責任者のアピールできる資格・実績・経験等を記載し、必要に応じて、その証拠書類を提出すること。

③誓約書（様式2）【1部】

④見積書（任意様式）【1部】

以下の点に留意すること。

- ・経費の内訳を記載すること。
- ・宛名は「和歌山県知事 岸本周平」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・見積金額は1（4）の見積上限額を超えないこと。

⑤提案者の概要がわかるもの（会社案内等）【1部】

⑥定款又は寄付行為の写し【1部】

⑦法人登記事項証明書【1部】

⑧印鑑登録証明書【1部】

⑨直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書  
またはこれらに類する書類【1部】

⑩法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書  
（提出日において発行の日から3か月以内のもの）【1部】

⑪和歌山県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）【1部】

ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。

(2) 提出期限

令和6年6月27日（木）17時（必着）

(3) 提出先

和歌山県企画部企画政策局企画課（担当：児嶋）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2337（直通）

E-mail kojima\_k0012@pref.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

郵送により（2）の期限内に提出し、必ず電話にて到着確認を行うこと。

ただし、（1）②企画提案書及び（1）④見積書については、電子メールでも提出すること。

ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。

なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(5) その他

①企画提案書等の作成及び提出に要する経費はプロポーザル参加者の負担とする。

②提案のあった企画提案書等は返却しない。

③一旦提出された企画提案書等の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

④和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・手配）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより（1）の⑥から⑩までの提出書類を当該書類に代えることができる。

## 6 企画審査

### （1）審査方法

審査は、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年条例第2号）第2条に基づき設置する「和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、「審査会」という。）が行う。なお、契約候補者の審査にあたっては、評価項目に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

### （2）審査会議

#### ①開催日時

令和6年7月3日（水）14時00分から

#### ②開催場所

和歌山県庁北別館4階第2会議室

#### ③企画提案の所要時間（1事業者当たり）

プレゼンテーション 約15分間

審査委員からの質疑 約15分間

#### ④注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とする。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。プレゼンテーションは予め提出した企画提案書に基づいて実施すること。
- ・プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

### （3）審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、審査会議において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

### （4）契約候補者の選定

各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者1者を契約候補者として選定する。また、評価点と同点の場合は、審査委員による多数決により決定するものとする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合においても、審査会議における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が満点の6割以上に達して

いる場合、当該プロポーザル参加者を契約候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査会議の翌日以降にプロポーザル参加者に文書にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、審査会議の翌日以降に和歌山県企画課のホームページにて次の内容を公表する。

①契約候補者の名称及び評価点

②次点以下のプロポーザル参加者の評価点（参加者名は公表しない）

(7) その他

①提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、契約候補者が当該参加資格を失った場合は、次順位のプロポーザル参加者と本件に関する手続きを行う。

②提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

③契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ和歌山県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

## 7 失格事由

以下の事由のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

(1) 「2 参加資格」に掲げる要件を満たさない場合

(2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 同一のプロポーザル参加者が2件以上の提案をした場合

(4) 本実施要領及び別添業務委託仕様書に示された条件に適合しない場合

(5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(6) プロポーザル参加者に次の行為があった場合

①直接又は間接を問わず故意に審査委員への接触を求めること。

②他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

③契約候補者等選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を開示すること。

④企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

⑤その他選定の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で業務

委託仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

## (2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年規則第28号）第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

## 9 その他

- (1) 契約候補者に選定された場合は和歌山県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書等に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。
- (3) 提出された企画提案書等は「和歌山県情報公開条例（平成13年条例第2号）」に基づき、情報公開の対象となる。

## 10 問い合わせ先

和歌山県企画部企画政策局企画課（担当：児嶋）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2337（直通）

E-mail kojima\_k0012@pref.wakayama.lg.jp

(別記)

和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会(熟議)」  
運営業務 公募型プロポーザル審査基準

評価項目	評価の視点	評価得点	倍率	配点
<b>企画提案内容(50点)</b>				
実施方針 (業務理解)	・本業務の目的や業務内容を理解しているか。	1/2/3/4/5	×1	5
企画提案 (企画性)	・提案のあった企画内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	1/2/3/4/5	×3	15
企画提案 (効果性)	・効果的かつ相乗的な事業展開となっているか。	1/2/3/4/5	×3	15
企画提案 (具体性・実現性)	・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	1/2/3/4/5	×1	5
企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。	1/2/3/4/5	×2	10
<b>業務遂行能力等(50点)</b>				
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。 ・進行管理体制は適切か。	1/2/3/4/5	×4	20
業務実績	・本業務を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。	1/2/3/4/5	×4	20
スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。	1/2/3/4/5	×1	5
業務経費	・業務経費は適正であるか。	1/2/3/4/5	×1	5

<評価の考え方>

評価得点	評価
5	非常に高く評価できる
4	高く評価できる
3	概ね評価できる ※仕様を満たしているなど、適格水準にある。
2	あまり評価できない
1	全く評価できない

(様式1)

## 企画提案申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事  
岸本 周平 様

事業所所在地

商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

下記業務の業務委託について、関係書類を添えて申請します。

### 記

業務名 和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会（熟議）」運営業務

### (関係書類)

- 1 企画提案書
- 2 誓約書
- 3 見積書
- 4 提案者の概要が分かるもの（会社案内等）
- 5 定款又は寄付行為の写し
- 6 法人登記事項証明書
- 7 印鑑登録証明書
- 8 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
- 9 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
- 10 和歌山県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）



(様式2)

## 誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事  
岸本 周平 様

事業所所在地

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会（熟議）」運営業務への公募型プロポーザルに参加するにあたり下記のとおり誓約します。

なお、相違があった場合は、審査会議の結果が無効になることを承諾します。

### 記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

(様式3)

## プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

和歌山県知事  
岸本 周平 様

事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

下記業務に係る公募型プロポーザルに参加します。

### 記

1. 業務の名称

和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会（熟議）」運営業務

2. 参加表明者の連絡先

(1) 担当部署名称

(2) 担当者氏名

(3) 電話番号

(4) F A X 番号

(5) メールアドレス

(様式4)

## 質 問 票

令和 年 月 日

業務名 和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会（熟議）」運営業務

商号又は名称	
事業所所在地	
代表者氏名	
担当部署名称	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

質問事項
○公募型プロポーザル実施要領又は業務委託仕様書のページ数、項目番号等
○質問内容

※質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

※提出先（電子メールにより期限内に提出してください。）

和歌山県企画部企画政策局企画課（担当者：児嶋）  
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
電 話 073-441-2337（直通）  
E-mail kojima\_k0012@pref.wakayama.lg.jp